

Kitami Institute of Technology

北見工業大学

学報

平成13年11月 事務局総務課発行 第188号

地域共同研究センター推進協議会総会



(関連記事15ページに掲載)

＝国際交流＝

2001年外国人学生のための進学説明会に参加

留学生教育相談室講師 菅野 亨

財団法人 日本国際教育協会主催で文部科学省補助事業である2001年外国人学生のための進学説明会（以後、進学説明会）が、東京の池袋サンシャインシティ文化会館において、9月9日（日）午前10時から午後4時まで開催されました。この進学説明会は、9月2日の大阪での説明会の後をうけて開かれたものであり、入学主幹付入学試験係の三浦主任と留学生教育相談室の菅野が本学ブースを開設し、学生への説明・対応にあたりました。参加教育機関数は、192大学・短期大学、その他2機関であり、そのうち北海道から参加したのは北海道大学、小樽商科大学、札幌医科大学、札幌大学と本学の5大学でした。大学・短大コーナーに加えて、専門学校入学に関する情報を提供するコーナー、学校選択、在留資格、入学試験等の個別相談のコーナー、留学生会コーナー、入学資料コーナーが開設されていました。また来場者数は約3,863名で昨年より400名程度増加したとのことでした。

来場した学生は、私の知る限り日本語学校に通って進学の準備をしている私費留学志望の方々でした。本学ブースに来た学生には、以下のように本学入学の利点を説明しました。

(1) 学部希望者に関しては、私費外国人留学生統一試験（理科系）と日本語能力試験（1級）のみの受験で入学可能である、すなわち試験を受けるためだけに入学前に北見に来る必要がない。

(2) 奨学金受給率が他大学と比較して高い（学部・博士課程のすべての私費留学生は何らかの奨学金を受給している）。この点については具体的に奨学金名を明示して説明しました。さらに学生の関心は、授業料免除の可能性、北見での生活費、アルバイトが可能かどうか等でした。



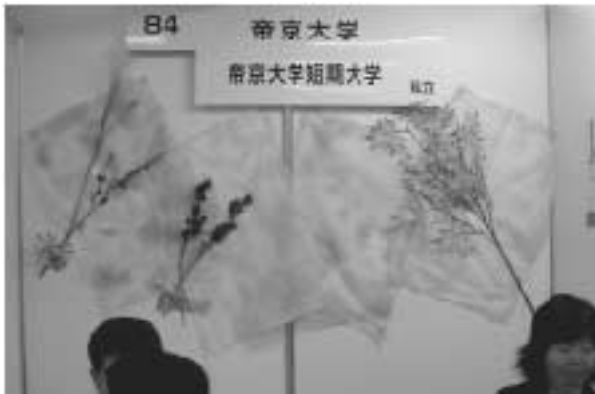
進学説明会における本学
ブースの展示パネル

本学ブースに来た学生の出身国は中国が圧倒的に多く、ついでマレーシア、ベトナムでした。彼らの志望分野はほとんどが情報・電子系で、他に土木・建築系が2、3名いました。更に日本語学校の先生もブースに来られ、本学入学条件について熱心に質問されました。また、6年間日本の中学・高校に在学しているお子さん（中国出身、ちなみに彼は留学生扱いとならない）を持つ親御さんから、本学におけるアドミッションオフィス方式（総合評価方式）による入学者選抜のシステムを尋ねられました。私見ですが、日本最北端の国立工業大学である本学ブースに来た留学生は、脱都会派という共通点を持ち、故郷と風土が似ている土地（中国東北



進学希望学生への説明風景

部出身者)あるいは北へのあこがれ(中国南部、マレーシア、ベトナム南部出身者)というどちらかの側面があったように感じられました。更にまれではあるが、具体的な受講科目、例えばAI(情報・電子系)、交通工学(土木・建築系)を希望した学生がおり、配布した本学のガイドブック(Blue Skies and Brilliant Sunshine)を見ながらの説明となりました。



芸術的な展示パネル

前回、前々回の進学説明会には、前任の亀田先生(現土木開発工学科、助教授)、渡部事務官(現総務課)が行かれ、私には初めての経験となる外国人への進学相談・説明という重責を果たせたかどうかは、はなはだ疑問です。しかし昨年の張明君(情報システム工学科1年)のように、この進学説明会をきっかけにしてひとりでも多くの留学生が本学に来られることを願うものです。



進学説明会会場風景

最後に、このような貴重な機会を与えていただきました厚谷学長先生、留学生教育相談室長の山岸教授を始め、入学主幹、教務課及び本学事務局の方々及び、進学説明会参加にあたり有益なご助言をいただきました亀田先生、渡部事務官に感謝申し上げます。

＝入試関係＝

(入学主幹)

平成14年度学生募集要項

平成14年度北見工業大学学生募集要項を、9月に公表し、道内外への高等学校等へ発送しました。

昨年度と同様に【一般選抜】と【推薦入学・帰国子女特別選抜】の分冊となりました。

募集要項の内容は、既に公表済みの入学者選抜要項(本紙186号)を更に詳細にしたものです。

募集要項の配布および内容の照会等については入学試験係で行っております。

平成14年度大学院工学研究科博士前期課程(第2次)学生募集要項

平成14年度大学院工学研究科博士前期課程(第2次)学生募集要項を決定し、公表しました。

試験日程等は以下のとおりです。

一般選抜

受付期間	平成14年1月21日(月)から 平成14年1月25日(金)まで
募集人員	各専攻とも若干人
試験日時	平成14年2月12日(火) 平成14年2月13日(水)
合格発表	平成14年2月20日(水)

学部3年次学生を対象とする選抜

資格	平成14年3月末に、大学における在学期間が3年以上(休学した期間を除く)となる者又は外国において学校教育における15年の課程を修了する者で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学大学院において認められた者(ただし、大学に編入学した者を除く)
----	--

事前審査	平成13年12月10日(月)から 平成13年12月13日(木)まで
受付期間	平成14年1月21日(月)から 平成14年1月25日(金)まで
募集人員	各専攻とも若干人
試験日時	平成14年2月12日(火) 平成14年2月13日(水)
合格発表	平成14年2月20日(水)

社会人特別選抜

資格	入学時において現に勤務している企業等で2年以上の技術関係業務の経験を有する者で入学後も引き続きその身分を有し、所属長の承認を受けられる者
受付期間	平成14年1月21日(月)から 平成14年1月25日(金)まで
募集人員	各専攻とも若干人
試験日時	平成14年2月13日(水) (個人面接により選考)
合格発表	平成14年2月20日(水)

外国人留学生特別選抜

資格	日本の大学において教育を受ける目的をもって入国する又は入国した外国人
受付期間	平成14年1月21日(月)から 平成14年1月25日(金)まで
募集人員	各専攻とも若干人
試験日時	平成14年2月12日(火) 平成14年2月13日(水) (国費外国人留学生は、学力検査及び面接を免除し、申請書類による選考)
合格発表	平成14年2月20日(水)

平成14年度大学院工学研究科博士後期課程（第2次）学生募集要項

平成14年度大学院工学研究科博士後期課程（第2次）学生募集要項を決定し、公表しました。

試験日程等は以下のとおりです。

1 専攻別募集人員

専攻名	募集人員
システム工学専攻	7人
物質工学専攻	5人
計	12人

2 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 修士の学位を有する者及び平成14年3月までに修士の学位を取得見込みの者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成14年3月までに修士の学位に相当する学位を授与される見込みの者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号参照）
 - (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達したもの
 - (5) 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 注）出願資格(3) (4)又は(5)により出願する者は、出願資格の事前審査を行う。

3 願書受付期間

平成14年1月21日(月)から

平成14年1月25日(金)まで

4 出願手続 略

5 選抜方法

入学者の選抜は、面接（口述試験）、修士論文（又はそれに代わる論文等）についての審査、出身大学・大学院の成績証明書及び健康診断の結果を総合して行う。

6 試験日時 平成14年2月12日(火)

7 合格発表 平成14年2月20日(水)

高等学校進路指導担当教諭との懇談会

平成6年度から、札幌、旭川、北見の順で、高等学校進路指導担当教諭との懇談会を開催してきました。

今年度も、より綿密な懇談とするため、本学から旭川市およびその周辺支庁管内の高校（過去3年間に願書の多数あった11校）に直接出向き、大学の概要、入試関係、就職関係事項の説明等を行い、併せて各校の要望等を伺う形式で、9月中旬から下旬にかけて実施しました。

副学長から本学の概要等について、また、入学者選抜委員会委員から各学科の特徴等について、それぞれ説明を行いました。

高校側からも、各校の現状説明を交えて、本学に対する質問および要望等が出され、活発な意見交換が行われました。

＝研究助成＝

平成13年度民間等との共同研究の受入状況

(総務課)

所 属	職 名	研究代表者	研 究 題 目	民間機関等名
情報システム工学科	助教授	吉田 秀樹	リアルタイム制御に関わるハードウェアの研究	(株)アットマークテクノ
情報システム工学科	助教授	榮坂 俊雄	リアルタイム制御に関わるソフトウェアの研究	(株)アットマークテクノ
電気電子工学科	助教授	菅原 宣義	水中微細気泡発生装置の性能評価	(株)森機械製作所

平成13年度累計 56件

平成13年度奨学寄附金の受入状況

(会計課)

所 属	職 名	研究者	寄 附 目 的	寄 附 者	寄附金額
電気電子工学科	教 授	野矢 厚	「バリア層の密着性に関する研究」に対する研究助成	(株)富士通研究所	500,000 ^円
電気電子工学科	助教授	平山 浩一	「回折光学素子の電磁場解析に関する研究」に対する研究助成	(株)富士電機総合研究所	200,000
土木開発工学科	助教授	前田 寛之	「水質改善に関する基礎的研究」に対する研究助成	国際航業(株)	1,500,000
機能材料工学科	助教授	阿部 良夫	「工学研究」に対する研究助成	阿部 良夫	300,000
化学システム工学科	助 手	岡崎 文保	「データベースの構築」に対する研究助成	三 河 誠	100,000
未利用エネルギー研究センター	教 授	庄子 仁	「工学研究」に対する研究助成	(株)ジオシステムズ	500,000
化学システム工学科	教 授	赤塚 邦彦	「工学研究」に対する研究助成	(株)共立理化学研究所	200,000
地域共同研究センター	センター長	大島 俊之	「オホーツク地域の行政、民間機関との共同研究、研究交流、技術指導、教育、開発等」に対する助成	北見工業大学地域共同研究センター推進協議会	1,800,000

平成13年度累計 60件

=人事=

海 外 渡 航

(総務課)

○外国出張

所 属	職 名	氏 名	渡航目的及び渡航先国	期 間
情報システム工学科	教 授	藤 原 祥 隆	第5回システム・サイバネティクス・インフォマティクスに関する国際会議にて論文発表及び知識処理関連技術に関する調査 (アメリカ)	13.7.21 ~ 13.7.27
土木開発工学科	教 授	鮎 田 耕 一	第5回コンクリート技術の最近の進歩に関する国際会議にて論文発表 (シンガポール)	13.7.29 ~ 13.8.2
土木開発工学科	助 教 授	前 田 寛 之	黒海沿岸の地すべりと文化遺産に関する国際会議にて研究発表(トルコ)	13.8.21 ~ 13.8.27
化学システム工学科	教 授	吉 田 孝	科学研究費補助金 基盤研究B(1)「海外学術調査」に関する漆試料採取及びフィールド調査 (ベトナム)	13.8.23 ~ 13.9.1
土木開発工学科	助 教 授	山 下 聡	第15回国際地盤工学会議出席及びトリノ工科大学にて地盤材料の変形・強度特性に関する研究打合わせ (トルコ、イタリア)	13.8.26 ~ 13.9.5
電気電子工学科	助 教 授	植 田 孝 夫	文部科学省在外研究(甲種)としてワシントン大学にて「エージェントモデルを用いた系統制御」に関する研究 (アメリカ)	13.9.1 ~ 14.6.30
電気電子工学科	教 授	田 村 淳 二	米国電気電子学会ポルト電力技術国際会議2001にて論文発表 (ポルトガル)	13.9.8 ~ 13.9.16
土木開発工学科	助 教 授	川 村 彰	国際会議(ITEC)出席及び韓国道路事情視察 (大韓民国)	13.9.17 ~ 13.9.21
機械システム工学科	教 授	常 本 秀 幸	SAE・ATT国際会議にて発表及びスペイン都市部の自動車公害実態調査 (スペイン)	13.9.29 ~ 13.10.7

○海外研修

所 属	職 名	氏 名	渡 航 目 的 及 び 渡 航 先 国	期 間
土木開発工学科	助 教 授	川 村 彰	欧州における高機能舗装の補修技術に関する海外技術調査 (フランス、ベルギー、オランダ)	13 .10 .5 ~ 13 .10 .15
機械システム工学科	教 授	田 牧 純 一	第4回国際先端砥粒加工シンポジウム出席及びダイヤモンド砥粒形状の測定に関する研究報告・情報収集 (大韓民国)	13 .11 .4 ~ 13 .11 .10
機能材料工学科	助 教 授	阿 部 良 夫	2001 M A S 秋季大会にて研究発表 (アメリカ)	13 .11 .24 ~ 13 .12 .2
情報システム工学科	教 授	神 谷 祐 二	制御・自動化及びシステムに関する国際会議出席 (大韓民国)	13 .10 .17 ~ 13 .10 .20
土木開発工学科	助 教 授	高 橋 清	アジア交通学会出席及びアジア工科大学院での論文指導 (タイ、ベトナム)	13 .10 .20 ~ 13 .10 .30

新 再 任 用 制 度 の 概 要

(総 務 課)

我が国において本格的な高齢社会の到来が見込まれ、平成13年度から公的年金の支給開始年齢の段階的な引き上げが開始される中、雇用と年金の連携及び総人件費の抑制等行財政改革の要請に十分配慮しつつ、国家公務員がその意欲と能力に応じ、長年培った知識と経験を有効に活かせるような高齢者の雇用を推進するための方策が求められています。

このような状況の中、国家公務員法等の一部を改正する法律が施行され、定年退職した職員を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を越えない範囲内で任期を定め、年金の満額支給開始年齢（最長で65才）の年度末まで任用することができる新たな再任用制度が平成13年4月1日から実施されました。

1. 対象者

- ①定年退職者（65才定年退職者（教官）を除く）
- ②勤務延長後に退職した者
- ③定年退職日以前に退職した者のうち人事院規則で定める者

2. 任用方法

再任用を希望する者の中から、法令の定めるところに基づき、任命権者が、定員の空き状況、従前の勤務実績、再任用官職への適性、意欲、必要な資格等を総合的に勘案して、選考により採用する。

3. 任期

1年以内。勤務成績が良好な場合は更新が可能。

任期の末日は下表のとおり

生 年 月 日	任 期 の 末 日
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61才の年度末以前
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62才の年度末以前
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63才の年度末以前
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64才の年度末以前
昭和24年4月2日以降	65才の年度末以前

4. 勤務時間

フルタイム勤務（週40時間勤務の職員）又は短時間勤務（週16時間～32時間の範囲内の勤務の職員）

5. 休暇

フルタイム勤務職員の休暇及び短時間勤務職員の年次休暇を除く休暇については、定年前の職員と同様。

短時間勤務職員の年次休暇については、勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数。

6. 給与等

①俸給月額

各俸給表のその者の職務の級に応じた一定の額。ただし、短時間勤務職員については、その額に40時間に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額。

例：行政職（一）の場合の職及び級：職は一般係員、級は3級以下とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級
俸給月額	153,400円	191,900円	221,500円

例：行政職（二）の場合の職及び級：職は技能職員、級は2級以下とする。

職務の級	1 級	2 級
俸給月額	197,700円	209,900円

例：教育職（一）の場合の職及び級：職は教務職員、級は1級とする。

職務の級	1 級
俸給月額	246,200円

②昇給制度

なし

③諸手当

通勤手当、期末手当（標準：年間1.9月分）、勤勉手当（標準：年間0.6月分）、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当

④退職手当

再任用後の退職に係る退職手当は支給されない。

7. その他

- ①フルタイム勤務職員は共済組合に加入し、短時間勤務職員は厚生年金・健康保険の加入基準により加入。
- ②雇用保険の加入基準により加入。
- ③フルタイム勤務職員については宿舍貸与可能。

その他再任用制度の詳細については、人事院ホームページを参照してください。

人事院ホームページ：<http://www.jinji.go.jp/teinen/f-kourei.htm>

＝諸報＝

「大学改革」シンポジウム －新たなる大学改革へ向けて－

(総務課)

去る9月7日(金)、本学で鮎川愛媛大学長、宮里九州工業大学長、久保旭川医科大学長、田頭室蘭工業大学長、本学厚谷学長の5大学長が参加し、「大学改革」シンポジウムが開催されました。

シンポジウムは、「国立大学の構造改革の方針」(遠山プラン)における国立大学の再編・統合問題について、地方の国立大学が今後どう関わりどう対応していけばよいのかを、大学教職員ばかりではなく地域企業や市民にも理解して頂くために本学が企画しました。

最初に鮎川愛媛大学長が、「これからの地方国立大学の在り方」と題して基調講演を行い、これからの地方大学は、地域が頼りとする大学、地域が誇りとする大学を目指していかなければならないと力説しました。

次いで、本学厚谷学長を司会者としてパネルディスカッションが行われ、地方国立大学として独立行政法人化や再編・統合等にどう対応していくか、地域における地方大学の役割とは何か等について意見交換が行われました。

会場には、大学関係者や市民130人が集まり、地域における地方国立大学の役割等について、活発な質疑応答が行われました。



消防訓練を実施

(会 計 課)

平成13年10月18日(木)午後3時30分から消防訓練を実施しました。

今回は、電気電子工学科1号棟2階の応用電気工学研究室からの出火という想定で、通報・初期消火・避難救助の総合訓練を行いました。

当日は、本学自衛消防隊及び電気電子工学科の教職員・学生が中心となってそれぞれの任務を遂行し、各班の活動がスムーズに行われました。

自衛消防隊の活動終了後は、電気電子工学科学生により、4階の救助袋からの避難及び3階・2階の避難梯子からの避難訓練を行いました。その後、北見地区消防組合の指導の元に、消火器による消火訓練が行われ、学生・教職員9人が参加して燃え上がるオイルパンの炎を消し止めました。

最後に、北見地区消防組合消防本部指令長の講評の中で「避難器具が設置されている建物は危険があるということなので日頃から避難方法等を確認しておくこと及び火災発生から消防車到着までの初期消火活動の大切さ」を、本学学長の挨拶の中では「火事を出さないことの大切さ」を訴え、秋晴れの中、午後4時15分に訓練を終了しました。



▲避難梯子による訓練



▲救助袋による訓練



▲負傷者救助



▲自衛消防隊長へ避難状況報告



▲消火訓練

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

－ 3つの習慣・4つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消えた火も 三度見直す 心がけ

(北見地区消防組合統一標語)

たしかめて。火を消してから 次のこと

(全国統一標語)

F D及びものづくり教育に関する講演会の開催

(教務課)

去る10月22日(月)、「ファカルティ・ディベロップメント」及び「ものづくり教育推進」企画の一環として、教職員及び全学生を対象に川西記念新明和教育財団役員藤江邦男氏を招いて「技術者の倫理 - その学習と効果への期待 - 」と題した講演会を開催しました。同講師は、倫理の基本理念、企業理念の必要性等について、昨今の事故事例を引用しながらその問題点の所在などを講演しました。

参加した50余名は、改めて工学倫理、倫理教育の必要性を認識していました。



講演する藤江邦男氏

父母との懇談会（秋季）開催

(教務課)

父母との懇談会（秋季）を、10月28日(日)北海道大学学術交流会館を会場として、札幌地区の父母並びに学部1年次及び博士前期課程1年次の父母を対象として実施しました。

当日は、本州等からの参加者も含め、212組306人の父母が参加し、厚谷学長をはじめ鮎田副学長の全体説明に続いて、各学科、専攻に分かれて個別面談が行われました。

個別面談では、修学状況、就職問題等について質問が出され、熱心なやりとりが交わされました。



参加者に全体説明する鮎田副学長

外国人留学生見学旅行

(教務課)

本学の外国人留学生を対象に、北海道の自然及び歴史並びに文化・生活等を体験し、かつ、道内の様々な施設を見学し、見聞を深めることを目的とした「外国人留学生見学旅行」を、今年度も10月19日(金)~20日(土)の一泊二日の日程で実施しました。

今年度は小樽市を訪れ、第1日目は初めての試みとして、小樽商科大学の留学生との意見交換会及び交歓会を行いました。

意見交換会では、最初に全員の自己紹介を行い、引き続き本学の学生が、OHPや自作のビデオを駆使して本学を紹介しましたが、そのすばらしいできばえに、笑いのうちに時間が瞬く間に過ぎていきました。

時間となって小樽商科大学の留学生と共にバスに乗り、交歓会会場へと向かいましたが、なれない道で迷子になり、お尋ねした店の方にわざわざ会場まで先導していただき、無事到着することが出来ました。

交歓会には、お仕事で意見交換会に出席できなかった、小樽商科大学国際交流センター長の高橋純先生にもご出席いただき、すっかりリラックスしてお互いの国のことや大学の話などに花が咲いておりました。



自由研修風景

小樽市内の宿に着いてからは、和室に高橋純先生を加えたほとんどが集まり、自由研修を行いました。

部屋が狭く多少窮屈ではありましたが、宿は本学で貸切だったこともあり、夜遅くまで囲碁の講習会やお手玉が披露され、新しく来日した留学生もすっかりうち解け、充実した自由研修を行うことが出来ました。

翌日午前中のフリータイムで前日の疲れも見せず散策した小樽の街は、特に女性に大変評判が良く、是非もう一度ゆっくり見学したいとの希望が出ていました。

帰りには昼食を兼ねて北海道開拓記念館を訪れ、北海道の文化・歴史について見学しました。

2日間の見学旅行では、語り合いの中、新しい友人を見つけ、様々な体験を通して見学旅行を有意義に無事終えることが出来ました。



「北海道開拓記念館」前にて

交通安全講習会を開催

(学 生 課)

本年度の交通安全講習会が、学生及び教職員を対象として、10月24日(水)午後3時からC122講義室で開催されました。

講習会では、冒頭に鮎田副学長からの挨拶があり多発している本学学生の交通事故や交通違反に対する注意が喚起され、引き続き北見警察署千葉交通課長から網走管内の若者による交通事故の現状や交通事故防止のためのアドバイスなどに関する講演があり、その後「危険予測で守る 他人の命・自分の命」と「冬道の安全運転」の2本のビデオが上映されました。

今回の受講者は135名で、交通安全に対する意識の向上が図られました。



地域共同研究センター主催行事報告

(地域共同研究センター)

9月14日(金)午後3時から午後4時30分まで地域共同研究センター2階会議室において、第6回特別講演会「企業価値について」が開催されました。講師に北見工業大学地域共同研究センター客員教授・渡辺康夫氏(株)情報通信総合研究所・情報流通グループ・経営研究担当シニヤリサーチャー)をお迎えし、企業の方を中心に12名の聴講がありました。

企業価値という言葉が使われて久しく、企業経営の上で重要な、従来の貸借対照表や損益計算書を補完する位置付けとして、キャッシュフローの概念を主体に、時間価値を取り入れた考え方を計算例を含めて分かりやすく解説していただきました。企業経営者の経営スタイル再確認の意味合いも含めて、企業中堅管理職はもとより、行政職、大学教官、これから民間企業に就職しようとする学生諸氏にとっても有益な情報を提供していただきました。

10月15日(月)午後3時から午後5時まで北見工業大学E231講義室において、第7回特別講演会を「インターネットと新しい教育技術」と題して開催しました。講師に北見工業大学地域共同研究センター客員教授・中林清氏(株)エヌティティ・エックスイーキューブカンパニー)をお迎えし、学内外から70名の参加者でした。

インターネットの普及は、教育の方法にも新しい変化をもたらしています。時間や場所に制約を受けず、いつでもどこでも学習ができるという利点に加え、マルチメディア技術を活用した教材や講義により、従来の一括集合教育に無い、学習者個人個人の能力・特性に応じた個別教育が可能となる、という可能性が拓けてきます。

今回は、第4回特別講演会(7月10日開催)に引き続き、インターネットを利用した教育を支える技術の標準化という観点から、「標準化

とは」、「インターネットと新しいビジネスモデル」、「e-learningのビジネスモデルと標準化」といった内容について紹介していただきました。

10月24日(水)午後1時30分より3時までホテルベルクラシック北見において、平成13年度北見工業大学地域共同研究センター推進協議会総会が開催されました。これまでのセンターの活動状況、産学連携の現状等の報告の後、推進協議会としてのセンターへの財政的支援について議論され、今後ますますの地域貢献を期待されるとともに産業界からも財政的支援を積極的に進めていただけることになりました。

引き続き、3時から4時30分まで同ホテルで「産学官交流会・第5回オホーツク圏からの技術発信-大学・公設試を使ってみませんか-」が開催されました。本学に加えて東京農業大学生物資源開発研究所、北海学園北見大学、道立北見農業試験場、道立オホーツク圏食品加工技術センター、(社)北見工業技術センター、(株)北海道TLOにもパネル展示していただき、合計66件の機関・研究紹介を行うことができました。参加者も本学から70名、学外から80名を数え、大変盛況のうちに終えることができました。本交流会は11月16日にも同様の形式で紋別でも開催いたします。

平成13年度よりセンターには産学連携推進員という形で北見市商工部産業振興課の大澤氏、近藤氏、我妻氏及び北見工業技術センターの有田氏、さらには科学技術振興事業団より派遣される産学連携コーディネーターの橋氏が加わります。より地域との連携を推進する上で強力なマンパワーを得ることができました。今後、先生方のもとにも様々な形でうかがうことになるかと思えます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

＝ 規程 ＝

北見工業大学学長及び教員の教育公務員特例法に基づく審査規程

平成13年10月17日

北工大達第34号

(趣旨)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第5条、第6条及び第9条に規定する学長及び教員の審査(以下「審査」という。)は、北見工業大学教授会規程(昭和43年12月26日制定。以下「教授会規程」という。)及びこの規程の定めるところによる。

(審査説明書の交付)

第2条 教授会は、法第5条、第6条及び第9条に規定する審査を行うに当たっては、審査を受ける者に法第5条第2項(法第6条及び第9条において準用される場合を含む。)に規程する審査の事由を記載した審査説明書(別記様式第1号)を交付しなければならない。

2 審査説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査を受ける者の氏名、官職、職務の級及び所属学科等
- (2) 処分の種類及び程度
- (3) 根拠法規
- (4) 審査の理由
- (5) 審査することを決定した年月日
- (6) 教授会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及びその請求期間

(陳述の請求)

第3条 審査を受ける者のうち前条の審査説明書の内容に不服のある者は、法第5条第3項(法第6条及び第9条において準用される場合を含む。)の陳述する機会を請求することができる。

2 陳述する機会の請求は、審査説明書を受領した後14日以内に行わなければならない。

3 陳述する機会を請求する者(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載し、請求者が署名押印した陳述請求書(別記様式第2号)正副各1通を教授会に提出しなければならない。

- (1) 請求の理由(審査説明書に対する不服の理由)
- (2) 陳述の方法(口頭陳述又は書面陳述のいずれかの選択)
- (3) 法第5条第4項に規定する参考人の要否

4 陳述請求書には、資料を添付することができる。

5 請求者が参考人を希望するときは、参考人の氏名、住所、職業及び役職、必要とする理由並びに陳述の要旨を記載した参考人希望理由書(別記様式第3号)を併せて提出するものとする。

(陳述請求書の内容変更)

第4条 請求者は、陳述請求書の記載内容を変更するときは、遅滞なく書面をもって教授会に申し出なければならない。

(請求者への通知)

第5条 教授会は、陳述請求書を受理したときは、次に掲げるもののうち必要と認める事項を決定し、請求者に通知しなければならない。

- (1) 口頭陳述の場合は、陳述要旨の提出期限、出頭の日時、場所及び陳述時間
- (2) 書面陳述の場合は、その提出期限及び陳述書の字数の範囲

(3) 参考人の採否

(4) その他必要と認める事項

(陳述及び陳述延期申請)

第6条 請求者の陳述は、前条の通知により、口頭陳述を希望する場合にあっては出頭し、書面陳述を希望する場合にあっては陳述書を提出することにより行わなければならない。

2 請求者は、前条の通知により口頭陳述を希望する場合は、その要旨を指定された日までに教授会に書面で提出しなければならない。

3 請求者は、やむを得ない事由により第1項の陳述を行うことができないときは、その理由を証明する書類を添付した書面により、遅滞なく教授会に期日等の延期の申請を行わなければならない。

4 教授会は、前項の申請がないまま陳述が行われなるときは、請求者が陳述の請求を取り下げたものとみなす。

(陳述の請求取り下げ)

第7条 請求者は、第5条の通知により指定された口頭陳述の日又は陳述書の提出期限までの間は、陳述の請求を取り下げることができる。

2 陳述の請求取り下げは、書面をもって教授会に申し出なければならない。

(調査委員会の設置)

第8条 教授会は、教授会規程第4条の規定に基づき、調査委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は、教授会から付託された事項の調査・審議を行い、その結果を教授会に報告することを任務とする。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、教授会規程第2条に掲げる構成員のうちから学長の指名する者5名をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の定足数)

第11条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の非公開)

第13条 委員会の会議は公開しない。

(委員会の解散)

第14条 委員会は、第8条第2項の任務が終了した場合には解散する。

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は総務課において行う。

(審査の非公開)

第16条 教授会における法第5条、第6条及び第9条の審査は、公開しない。

(議事)

第17条 教授会において、法第5条、第6条及び第9条の処分を審査し決定するには、教授会規程

第6条第1項、第2項及び第4項の規定により、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(準用)

第18条 この規程は、審査を受ける者が助手である場合に準用する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成13年10月17日から施行する。

制定理由

教育公務員特例法第5条(転任)、第6条(降任及び免職)、第9条(懲戒)に規定する学長及び教員の審査に関し、本学における必要な事項を定めるための制定

別記様式第1号

審査説明書

<p>(教示)</p> <p>この審査説明書を受領した後14日以内に北見工業大学教授会に請求した場合には、口頭又は書面で陳述することができます。</p> <p>(教育公務員特例法第 条第 項の規定による。)</p>	
(氏名)	(官職)
(職務の級)	(所属学科等)
(処分の種類及び程度)	(根拠法規)
(審査の理由)	
<p>北見工業大学教授会は、あなたが上記の理由により 処分に該当するものと思料されるので、教育公務員特例法第 条第 項の規定により審査することに決定しました。</p> <p>よってこの審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: center;">北見工業大学教授会 議長 北見工業大学長 印</p>	
(決定した日付)	(交付した日付)
平成 年 月 日	平成 年 月 日

別記様式第2号

陳述請求書

(氏名)	(官職)
(請求の理由)	
<p>(陳述の方法)</p> <p>口頭陳述</p> <p style="text-align: center;">を希望します。</p> <p>書面陳述</p>	
<p>(参考人の要否)</p> <p style="text-align: center;">します。</p> <p>参考人を希望</p> <p style="text-align: center;">しません。</p>	
<p>上記のとおり陳述する機会を請求します。</p> <p>北見工業大学教授会 議長</p> <p style="text-align: center;">北見工業大学長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">請求者</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

(注)

- 1.(陳述の方法)及び(参考人の要否)は、どちらか不要なものを消して下さい。
- 2.この陳述請求書には、あなたが必要と認める資料を添付することができます。

(審査規程第 条 項による。)

別記様式第3号

参考人希望理由書

(参考人の氏名)	(参考人の職業及び役職)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	
(参考人の陳述の要旨)	

(注)

参考人の職業及び役職欄は、職名まで詳細に記載してください。

北見工業大学学位論文審査取扱要領の一部を改正する要領

平成13年10月17日
北工大達第35号

北見工業大学学位論文審査取扱要領（平成9年北工大達第21号）の一部を次のように改正する。

第3第2項中に次のただし書きを加える。

ただし、当該専攻からの申し出を受けて研究科委員会が認めた場合は、本学大学院において研究指導を担当する助教授をもって充てることができる。

第3第3項を次のように改める。

- 3 博士後期課程の指導教官は、次に定める主指導教官1人及び副指導教官2人とする。
 - 一 主指導教官は、本学大学院において研究指導を担当する教授とする。ただし、当該専攻からの申し出を受けて研究科委員会が認めた場合は、本学大学院において研究指導を担当する助教授をもって充てることができる。
 - 二 副指導教官は、本学大学院を担当する教授又は助教授とする。ただし、副指導教官のうち1人は、当該学生の所属する講座以外の教官とすることができる。
- 第23中「研究指導を担当する教授」の次に「又は助教授」を加え、「専門分野の教授」を「専門分野の教官」に改める。

附則

この要領は、平成13年10月17日から施行する。

改正理由

大学院における指導教官及び論文博士における担当教官に助教授を充てることを可能とすることによって、より適切な効果を期するための所要の改正

= 日誌 =

(総 務 課)

- | | | | |
|-------|-----------------|--------|---------------------|
| 9月4日 | 入学者選抜委員会 | 10月1日 | 後期授業開始 |
| 9月5日 | 第638回教授会 | 10月9日 | 人事委員会 |
| | 第115回研究科委員会 | 10月10日 | 総務委員会 |
| | 大学院博士前期課程合格発表 | 10月11日 | 大学院専攻主任会議 |
| 9月7日 | 大学改革シンポジウム | 10月12日 | 学生委員会 |
| 9月14日 | 第6回客員教授特別講演会 | 10月15日 | 施設専門委員会 |
| 9月18日 | 第3回公開講座(～28日) | | 第4回公開講座(～11月1日) |
| | 文部科学省実地監査(～19日) | | 第7回客員教授特別講演会 |
| 9月20日 | 学位記授与式 | 10月16日 | 入学者選抜委員会 |
| | | | 推薦入学者選抜実施委員会 |
| | | 10月17日 | 第639回教授会 |
| | | | 第116回研究科委員会 |
| | | 10月18日 | 平成13年度消防訓練 |
| | | 10月19日 | 留学生見学旅行(～20日) |
| | | 10月22日 | F D 講演会「工学に関する倫理教育」 |
| | | 10月23日 | 附属図書館委員会 |
| | | 10月24日 | 交通安全講習会 |
| | | | 地域共同研究センター推進協議会 |
| | | | 産学官交流会パネル展(北見会場) |
| | | 10月25日 | 教務委員会 |
| | | 10月28日 | 秋季父母との懇談会(札幌) |

目 次

2～3	国際交流	2001年外国人学生のための進学説明会に参加
4～5	入試関係	平成14年度学生募集要項、平成14年度大学院工学研究科博士前期課程（第2次）学生募集要項、平成14年度大学院工学研究科博士後期課程（第2次）学生募集要項、高等学校進路指導担当教諭との懇談会
6	研究助成	平成13年度民間等との共同研究の受入状況、平成13年度奨学寄附金の受入状況
7～10	人事	住所変更等、海外渡航、新再任用制度の概要
10～15	諸報	大学改革シンポジウムの開催、消防訓練実施、FD及びものづくり教育に関する講演会の開催、父母との懇談会（秋季）開催、外国人留学生見学旅行、交通安全講習会を開催、地域共同研究センター主催行事報告
16～22	規程	北見工業大学学長及び教員の教育公務員特例法に基づく審査規程（北工大達第34号）、北見工業大学学位論文審査取扱要領の一部を改正する要領（北工大達第35号）
23	日誌	9月・10月

H13.11発行

住所変更については、13.11.26まで掲載しました。

この学報は再生紙を使用しています。